

＜貸付協定例＞ 農地所有者（開設者）と市との間で締結

年 月 日

開設主（甲） 住 所

氏 名

印

町田市（乙） 住 所 町田市森野二丁目2番22号

氏 名 町田市長 石坂 丈一 印

（目的）

第1 開設主（以下「甲」という。）及び町田市（以下「乙」という。）は、農家開設型貸し農園の用に供する農地（以下「特定貸付農地」という。）の適切な管理・運営の確保、特定貸付農地が周辺地域に支障を及ぼさないことの確保及び特定農地貸付けを中止し、または廃止する場合の特定貸付農地の適切な利用等の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（協定の区域）

第2 この協定の区域は、甲が提出した「特定農地貸付けに関する貸付協定の締結申請書」に掲げる土地とする。

（特定貸付農地の適切な管理及び運営の確保に関する事項）

第3 甲は、特定農地貸付を受けた者（以下「利用者」という。）に対して行う農作物等の栽培に関する指導体制を整備するものとする。

2 甲は、利用者が、契約期間中において正当な理由がなく特定農地貸付を受けた農地（以下「区画」という。）の耕作の放棄又は管理の放棄を行ったときには、利用者が区画の耕作又は管理の再開を行うよう指導しなければならない。

3 甲は、利用者から返還を受けた区画又は貸付けていない農地について適切な管理を行わなければならない。

4 甲は、利用者が、他の利用者の妨げにならないように指導を行うとともに、利用者間に紛争が生じた場合には適切に仲裁をしなければならない。なお、乙は、甲から仲裁に関して協力の要請を受けた場合は、誠意を持って対応するものとする。

(特定貸付農地の利用が周辺地域に支障を及ぼさないことを確保するために必要な事項)

- 第4 甲は、農家開設型貸し農園の整備に当たり、既存水路の分断、既存の農業用水を利用する場合等には、水の利用及び排水等について地域の関係者と調整を行わなければならない。
- 2 甲は、地域において行う航空防除、共同防除等の病虫害の防除の計画を把握し、利用者に適切に指導するものとする。
 - 3 甲は、利用者が農家開設型貸し農園の周辺住民、周辺農地等に迷惑を及ぼさないよう指導しなければならない。
 - 4 乙は、甲から1から3に関して指導等の要請があったときには、誠意を持って協力するものとする。

(特定農地貸付けを中止し、または廃止する場合において、特定貸付農地の適切な利用等を確保するために必要な事項)

- 第5 甲は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第4項の規定による特定農地貸付規程の承認の取消しがあったとき、又は特定農地貸付けを中止若しくは廃止するときには、自ら当該農地を適切に農業的利用するものとする。なお、甲自ら当該農地を適切に利用することが困難な場合等のときは、乙が指定する方法、指定する者に対し、所有権の移転又は使用収益権の設定を行うものとする。
- 2 甲は、特定農地貸付を廃止する場合には、6ヶ月の予告期間をおいて行うものとする。

(協定の実施状況についての報告に関する事項)

- 第6 甲は、農家開設型貸し農園の適切な管理及び運営の状況並びに周辺地域への支障の回避措置等について、乙に定期的に報告しなければならない。

(実施調査等)

- 第7 乙は、農家開設型貸し農園の適切な管理及び運営の状況並びに周辺地域への支障の回避措置等について確認するため、必要に応じて実施調査、関係者からの聞き取り等による調査を行うものとする。

- 第8 その他必要な事項は、協議の上で別に定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。